

**農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備
に関する条例**

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備
に関する条例**

(青梅市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

第 1 条 青梅市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 2 9 年条例第 1 5 号）は、廃止する。

(青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会委員	月額 5 4 , 0 0 0 円
---------	------------------

」を

「

農業委員会委員	月額 5 4 , 0 0 0 円
---------	------------------

農地利用最適化推進委員	月額 54,000円
-------------	------------

」に

改める。

(調査等に出頭した者および公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 調査等に出頭した者および公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例(昭和26年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

第2条第6号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

付 則

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる青梅市農業委員会委員の任期満了の日(選挙による青梅市農業委員会委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日)の翌日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

○第2条による改正（青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号））

改正後			現行			備考
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）			
区分	報酬額	費用弁償額	区分	報酬額	費用弁償額	
略		副市長相当額	略		副市長相当額	
農業委員会委員	月額 54,000円		農業委員会委員	月額 54,000円		
農地利用最適化推進委員	月額 54,000円					
略			略			

○第3条による改正（調査等に出頭した者および公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例（昭和26年条例第35号））

改正後	現行	備考
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項および農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>の規定による実費弁償ならびに青梅市固定資産評価審査委員会等の求めに応じて出頭または公聴会に参加した者に対する実費弁償については、この条例の定めるところによる。</p> <p>（実費弁償の範囲）</p> <p>第2条 実費弁償は、次の各号に掲げる者に対して行う。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 農業委員会等に関する法律<u>第35条第1項</u>の規定により、青梅市農業委員会の求めに応じて出頭した者</p> <p>（7）～（13） 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項および農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第4項</u>の規定による実費弁償ならびに青梅市固定資産評価審査委員会等の求めに応じて出頭または公聴会に参加した者に対する実費弁償については、この条例の定めるところによる。</p> <p>（実費弁償の範囲）</p> <p>第2条 実費弁償は、次の各号に掲げる者に対して行う。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 農業委員会等に関する法律<u>第29条第1項</u>の規定により、青梅市農業委員会の求めに応じて出頭した者</p> <p>（7）～（13） 略</p>	

付 則

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる青梅市農業委員会委員の任期満了の日（選挙による青梅市農業委員会委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備
に関する条例要綱

1 整備の理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正に伴い、関係条例について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 整備する条例および内容

(1) 青梅市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止

農業委員会委員の選出方法の変更による選挙制の廃止に伴い、本条例を廃止する。

(2) 青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正

農地利用最適化推進委員の報酬額を「月額54,000円」と定める。（別表関係）（参考：農業委員会会長77,000円、農業委員会委員54,000円）

(3) 調査等に出頭した者および公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正

引用している農業委員会等に関する法律の条項を改める。（第1条、第2条関係）

改正後	現 行
第35条第1項	第29条第1項
第35条第4項	第29条第4項

3 施行期日

(1) 2(1)の廃止および2(2)の改正

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる青梅市農業委員会委員の任期満了の日（平成29年7月19日）（選挙による青梅市農業委員会委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日

(2) 2(3)の改正

公布の日